

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年6月19日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市規則第16号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「フレキシブルディスク」を「磁気ディスク等」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条及び第5条 削除

第6条中「第6条第5項」を「第6条第13項」に改める。

第8条中「確認済証又は」の右に「法第18条第12項（法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による」を加える。

第25条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「地階を除く」を削り、同条第2号中「500平方メートル」を「100平方メートル」に改める。

第33条を次のように改める。

（磁気ディスク等による手続）

第33条 省令第11条の3第1項の規定により市長が指定する区域は、本市の全域とする。

2 省令第11条の3第1項の規定により市長が定める磁気ディスク等は、日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのフレキシブルディスクカートリッジとする。

3 前項の磁気ディスク等には、日本工業規格X6223に規定するラベル領域に、

次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

(1) 申請者の氏名

(2) 申請の年月日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年6月20日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市建築基準法施行細則第25条の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされた建築物について適用し、同日前に建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）第1条の規定による改正前の建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされた建築物については、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部建築審査課)